

總行公第118号
令和7年12月8日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)
各人事委員会事務局長

} 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
(公印省略)

人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の一部改正等について
(令和8年4月の非常勤職員の休暇制度等の見直し関係)

本日、次に掲げる人事院規則及び通知が公布又は発出され、令和8年4月1日から施行されます。

- ① 人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則
(人事院規則15-14-45)
- ② 人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の一部を改正する人事院規則
(人事院規則15-15-22)
- ③ 「人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について」の一部改正について(令和7年職職-433)

今般の改正は、本年8月7日に人事院が公表した「公務員人事管理に関する報告」における「勤務時間・休暇制度等の更なる見直し」のうち、令和8年4月施行の「年次休暇の単位」及び「非常勤職員の休暇制度」の見直しに関するものです。

今回の改正内容等について、下記のとおりお示しますので、各地方公共団体におかれでは、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)の趣旨に沿い、下記の内容に留意の上、「非常勤職員の休暇制度」について令和8年4月1日より適用すべく、例規の改正など所要の措置を講じていただくようお願いします。

また、本通知の内容について不明な点がある場合は、直接人事院に照会せず、公務員課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対してもご連絡いただくようお願いします。なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っています。

本通知は、法第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的助言)に基づくものであることを申し添えます。

記

1 年次休暇の単位の見直し

(1) 国家公務員における見直しの内容

現在、国家公務員の年次休暇の最小単位は、交替制等勤務職員が15分、その他の職員が1時間とされている。必要以上の公務からの離脱の回避等により公務の能率的運営を確保することを前提に、個人の事情に配慮した働き方を推進し、柔軟な働き方を可能とするため、全ての職員を対象として、年次休暇の最少単位を15分とする。

(2) 地方公務員への適用

労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇は、まとまった日数の休暇を取得することにより、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的としたものであり、こうした制度趣旨を踏まえ、時間単位の年次有給休暇の上限日数は5日とされている。

現業の地方公務員（地方公営企業の職員、特定地方独立行政法人の職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であって地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員以外のものをいう。）については、労働基準法の規定が直接適用されている一方、非現業の地方公務員については、法第58条第4項の規定により読み替えて適用する労働基準法第39条第4項の規定により、特に必要があると認められるときは、5日以内に限ることなく、時間単位の年次休暇を付与することができることとされている。

今般、年次休暇の単位に係る労働基準法や地方公務員法の改正は行われていないことから、地方公務員の年次休暇について、現行の取扱いに変更はない。

2 非常勤職員の休暇制度の見直し

休暇制度の観点から非常勤職員の処遇改善を図り、人材確保にもつながる、魅力ある勤務環境を整備するため、次の見直しを行う。

(1) 年次休暇の付与前倒し

現行の年次休暇の枠組みを前提としつつ、年次休暇の付与の時期を6月前倒しする（付与日数は勤務形態に応じ1年間につき10日以内）。具体的には、現行制度においては、6月以上勤務継続している非常勤職員に対し、継続勤務が6月を超える日に年次休暇を付与しているが、改正後は、現行の取扱いに加え、6月以上の任期を定めて採用された非常勤職員に対し、採用日に年次休暇を付与する（具体的な付与方法は別紙1参照）。

また、施行日の前日時点で既に年次休暇を付与されている非常勤職員については、経過措置により改正前の年次休暇のサイクルを維持する（別紙2参照）。

(2) 常勤職員の特別休暇に相当する休暇の有給化

常勤職員の特別休暇に相当する休暇のうち、現行では無給の休暇とされている「骨髄等ドナー休暇」、「保育時間」、「子の看護等休暇」及び「短期介護休暇」を有給化する。

(3) 通勤上傷病休暇（無給）の新設

通勤による負傷・疾病のため療養する必要がある場合に取得できる「通勤上傷病休暇」（日数：必要と認められる期間）を新設する。給与上の取扱いは、公務上傷病休暇と同様に無給とする。

※ 地方公務員の場合、災害補償制度により休業補償等が支給される。

3 施行期日

令和8年4月1日

【参考】公務員人事管理に関する報告（令和7年8月7日）抄

I 人事院が実現する「これから」の公務

3 働きやすさと成長が両立し、自分らしく挑戦できる公務へ

(2) 時代に即した働き方の推進等

ア～ウ (略)

エ 勤務時間・休暇制度等の更なる見直し

本院は、令和6年の公務員人事管理に関する報告において、育児や介護などに限らない職員の様々な事情に応じ無給の休暇による勤務時間の短縮等を可能とする必要性に言及した。

無給の休暇については、適切な行政サービスの提供を維持することを前提に、様々な事情を抱えながらも職員が継続して活躍していくための措置となるよう、具体的な検討を進めていく。

また、各府省からも要望が強いフレックスタイム制や年次休暇取得単位の更なる柔軟化など、既存の制度の見直しについても、個人の事情に配慮した働き方を推進し柔軟な働き方が可能となるよう、併せて検討していく。

上記の施策に関しては、令和7年度中に実施する学識経験者等との意見交換の結果も踏まえ、令和8年夏に措置の内容を報告する。

【参考情報】公務員人事管理に関する報告（人事院ホームページ）

https://www.jinji.go.jp/seisaku/kankoku/archive/r7/r7_top.html

連絡先 総務省自治行政局公務員部公務員課

公務員第四係

電話 03-5253-5544 (直通)

非常勤職員の年次休暇の付与方法

I 年次休暇の当初付与方法のアウトライン

- ・ 6月以上の任期が定められている非常勤職員については、採用日に年次休暇を付与する。【新規】
→ III「1」又は「2」が該当。
- ・ 6月末満の任期が定められている非常勤職員で、採用の日（継続勤務を開始した日）から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤したものについては、継続勤務期間が6月を超えることとなる日に年次休暇を付与する。【現行】
→ III「3」又は「4」が該当。

II 年次休暇の継続付与方法のアウトライン

- ・ 年次休暇の当初付与の時点で6月以上の任期が定められている非常勤職員であって、採用日から1年以上継続勤務し、それぞれの1年間で8割以上出勤したものについては、6月以上の任期を定めて採用された日から起算した継続勤務年数の区分に応じた年次休暇の日数を付与する。【新規】
→ III「5」又は「6」が該当。
- ・ 年次休暇の当初付与の時点で6月末満の任期が定められている非常勤職員であって、採用日から1年6月以上継続勤務し、それぞれの1年間で8割以上出勤したものについては、継続勤務期間が6月を超えることとなる日から起算した継続勤務年数の区分に応じた年次休暇の日数を付与する。【現行】
→ III「7」又は「8」が該当。

III 年次休暇の当初付与の対象職員及び日数

<週5勤務相当＋任期6月以上の非常勤職員>

- 1 ①1週間の勤務日が5日以上とされている職員、②1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの、③週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が217日以上であるもののうち、6月以上の任期が定められているもの（既に年次休暇が認められている職員を除く。）
→ 当該任期を定めて採用された日から1年間において10日

<週4勤務以下相当＋任期6月以上の非常勤職員>

- 2 ①1週間の勤務日が4日以下とされている職員（1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。）、②週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるもののうち、6月以上の任期が定められているもの（既に年次休暇が認められている職員を除く。）
→ 当該任期を定めて採用された日から1年間において、①の職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、②の職員にあっては同表の中

欄に掲げる 1 年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日数

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
付与日数	7日	5日	3日	1日

＜週 5 勤務相当＋任期 6 月未満の非常勤職員＞

- 3 ① 1週間の勤務日が 5 日以上とされている職員、② 1週間の勤務日が 4 日以下とされている職員で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上であるもの、③ 週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 217 日以上であるもののうち、採用の日（継続勤務を開始した日）から 6 月間継続勤務し全勤務日の 8 割以上出勤したもの（1 及び 5 に掲げる職員を除く。）

→ 次の 1 年間において 10 日

＜週 4 勤務以下相当＋任期 6 月未満の非常勤職員＞

- 4 ① 1 週間の勤務日が 4 日以下とされている職員（1 週間の勤務時間が 29 時間以上である職員を除く。）、② 週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 48 日以上 216 日以下であるもののうち、採用の日から 6 月間継続勤務し全勤務日の 8 割以上出勤したもの（2 及び 6 に掲げる職員を除く。）

→ 次の 1 年間において、① の職員にあっては次の表の上欄に掲げる 1 週間の勤務日の日数の区分に応じ、② の職員にあっては同表の中欄に掲げる 1 年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日数

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
付与日数	7日	5日	3日	1日

＜当初付与時点で任期 6 月以上＋継続付与時点において週 5 勤務相当の非常勤職員で、採用日から 1 年以上継続勤務し、それぞれの 1 年間で 8 割以上出勤したもの＞

- 5 1 又は 2 に掲げる職員に該当して年次休暇が認められた職員のうち、① 1 週間の勤務日が 5 日以上とされている職員、② 1 週間の勤務日が 4 日以下とされている職員で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上であるもの、③ 週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 217 日以上であるもので、6 月以上の任期を定めて採用された日（1 又は 2 に掲げる職員に該当することとなった日をいう。以下 5 及び 6 において同じ。）から 1 年以上継続勤務し、当該日から起算してそれぞれの 1 年間の全勤務日の 8 割以上出勤したもの

→ それぞれ次の1年間において、10日に、次の表の上欄に掲げる6月以上の任期を定めて採用された日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

6月以上の任期を定めて採用された日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

<当初付与時点で任期6月以上+継続付与時点において週4勤務以下相当の非常勤職員で、採用日から1年以上継続勤務し、それぞれの1年間で8割以上出勤したもの>

6 1又は2に掲げる職員に該当して年次休暇が認められた職員のうち、①1週間の勤務日が4日以下とされている職員（1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。）、②週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるもので、6月以上の任期を定めて採用された日から1年以上継続勤務し、当該日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの

→ それぞれ次の1年間において、①の職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、②の職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる6月以上の任期を定めて採用された日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで	
6月以上の任期を定めて採用された日から起算した継続勤務年数	1年	8日	6日	4日	2日
	2年	9日	6日	4日	2日
	3年	10日	8日	5日	2日
	4年	12日	9日	6日	3日
	5年	13日	10日	6日	3日
	6年以上	15日	11日	7日	3日

<当初付与時点で任期6月末満+継続付与時点において週5勤務相当の非常勤職員で、採用日から1年6月以上継続勤務し、それぞれの1年間で8割以上出勤したもの>

7 3又は4に掲げる職員に該当して年次休暇が認められた職員のうち、①1週間の勤務日が5日以上とされている職員、②1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの、③週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が217日以上であるもので、採用の日から1年6月以

上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下7及び8において「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの

→ それぞれ次の1年間において、10日に、次の表の上欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

6月経過日から起算した 継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年 以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

<当初付与時点で任期6月末満+継続付与時点において週4勤務以下相当の非常勤職員で、採用日から1年6月以上継続勤務し、それぞれの1年間で8割以上出勤したもの>

8 3又は4に掲げる職員に該当して年次休暇が認められた職員のうち、①1週間の勤務日が4日以下とされている職員（1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。）、②週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるもので、採用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの

→ それぞれ次の1年間において、①の職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、②の職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで	
6月経過日 から起算した 継続勤務年数	1年	8日	6日	4日	2日
	2年	9日	6日	4日	2日
	3年	10日	8日	5日	2日
	4年	12日	9日	6日	3日
	5年	13日	10日	6日	3日
	6年以上	15日	11日	7日	3日

非常勤職員の年次休暇の経過措置

- 令和8年4月1日（施行日）前に6月以上の任期を定めて採用された非常勤職員（施行日の前日において年次休暇が認められているものを除く。）に対する年次休暇に係る規定の適用については、非常勤職員の年次休暇の付与方法（別紙1）のⅢの1及び2中「当該任期を定めて採用された日」とあるのは、「令和8年4月1日」とする。
※ 改正後の年次休暇を付与される非常勤職員の要件を満たす場合は、上記の経過措置により、令和8年4月1日に年次休暇を付与することとなる。例えば、令和8年1月1日に6月以上の任期を定めて採用された非常勤職員の場合、改正前は、令和8年7月1日に年次休暇が付与されたところ、改正後は、上記の経過措置により、令和8年4月1日に年次休暇を付与することとなる。
- 採用の日が施行日前である非常勤職員で、施行日の前日において年次休暇が認められているものに対する年次休暇に係る規定の適用については、なお従前の例による。
※ 施行日の前日時点で既に年次休暇を付与されている非常勤職員については、上記の経過措置により、令和8年4月1日以降も従前の付与サイクルを維持することとなる。例えば、令和7年5月1日に6月以上の任期を定めて採用された非常勤職員は、令和7年11月1日に年次休暇が付与され、その次の年次休暇の付与タイミングは、上記の経過措置により、改正前と同様に令和8年11月1日となる。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十二月八日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一五一四一四五

人事院規則一五一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

年次休暇の単位	改 正 後
第二十条 年次休暇の単位は、一日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時	第二十条 年次休暇の単位は、一日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時
年次休暇の単位	改 正 前
第二十条 年次休暇の単位は、一日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時	第二十条 年次休暇の単位は、一日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時

間又は十五分を単位とすることができる。

間（第七条第一項第三号に規定する職員にあっては、一時間又は十五分）を単位とすることができる。

2
(略)

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十二月八日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一五一五一二二

人事院規則一五一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
（年次休暇以外の休暇）	（年次休暇以外の休暇）

第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合

には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一〇十四 （略）

十五 生後一年に達しない子を育てる非常勤職

員が、その子の保育のために必要と認められ

る授乳等を行う場合 一日二回それぞれ三十

分以内の期間（男子の非常勤職員にあつて

は、その子の当該非常勤職員以外の親（当該

子について民法（明治二十九年法律第八十九

第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合

には、非常勤職員（第八号、第九号及び第十二号から第十四号までに掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一〇十四 （略）

（新設）

号）第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者

に限る。）を含む。）が当該非常勤職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

十六 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは

（新設）

疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事院が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事院が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において五日（その養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあつては、十日）（勤務日ご

との勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、

人事院の定める時間）の範囲内の期間

十七 次に掲げる者（ハに掲げる者にあつては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号並びに次項第一号及び第二号において「要介護者」という。）の介護その他的人事院の定める世話をを行う非常勤職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日（要介護者が二人以上の場合に

（新設）

あつては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号

において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ハ 非常勤職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び非常勤職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事

院の定めるもの

十八 非常勤職員が骨髓移植のための骨髓若し

くは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細

胞の提供希望者としてその登録を実施する者

に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父

母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髓移植の

ため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末

梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は

提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務し

ないことがやむを得ないと認められるとき

必要と認められる期間

2 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合に

は、非常勤職員（第一号及び第二号に掲げる場

（新設）

2 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合に

は、非常勤職員（第二号から第五号までに掲げ

合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

（削る）

る場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

一 生後一年に達しない子を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 一日二回それぞれ三十分

以内の期間（男子の非常勤職員にあつては、

その子の当該非常勤職員以外の親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）

第八百七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子

を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該非常勤職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和二十二年法律

(削る)

第四十九号) 第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間

二 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病的予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定によ

(削る)

る学校の休業その他これに準ずるものとして人事院が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事院が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日(その養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあつては、十日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間)の範囲内の期間

三 次に掲げる者(ハに掲げる者にあつては、

非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第五号までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の人事院の定める世話をを行う非常勤職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の

父母

口 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ハ 非常勤職員又は配偶者との間において事實上父母と同様の関係にあると認められる者及び非常勤職員との間において事實上子と同様の関係にあると認められる者で人事院の定めるもの

一（四）（略）

五| 非常勤職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（補償法第一条の二に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養

四（七）（略）

八| 非常勤職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認め

する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

を得ないと認められる場合 必要と認められ

る期間

(削る)

られる期間

九

非常勤職員が骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞

の提供希望者としてその登録を実施する者に

対して登録の申出を行い、又は配偶者、父

母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髓移植の

ため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末

梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は

提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務し

ないことがやむを得ないと認められるとき

必要と認められる期間

3 (略)

附 則

3 (略)

(施行期日)

第一条 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(人事院規則九一四〇の一部改正)

第二条 人事院規則九一四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

	改 正 後	改 正 前
第十一條 (略) 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期 間を除算する。	(勤勉手当に係る勤務期間)	(勤勉手当に係る勤務期間)
第十一條 (略) 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期 間を除算する。	(勤勉手当に係る勤務期間)	(勤勉手当に係る勤務期間)

一〇九 （略）

十 勤務時間法第二十一条の規定による介護休暇の承認又は規則一五一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第三項の規定による同条第二項第一号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

十一 勤務時間法第二十一条の規定による介護時間の承認又は規則一五一五第四条第三項の規定による同条第二項第二号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

一〇九 （略）

十 勤務時間法第二十一条の規定による介護休暇の承認又は規則一五一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第三項の規定による同条第二項第四号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

十一 勤務時間法第二十一条の規定による介護時間の承認又は規則一五一五第四条第三項の規定による同条第二項第五号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

一一・十三（略）

（人事院規則一〇一一五の一部改正）

第三条 人事院規則一〇一一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよう改める。

（定義）	改 正 後	改 正 前
第二条 この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。	第二条 この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。	第二条 この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。
一 （略）	二 職員に対する次に掲げる妊娠又は出産に関する規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよう改める。	二 職員に対する次に掲げる妊娠又は出産に関する規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよう改める。

一一・十三（略）

する制度又は措置の利用に関する言動により
当該職員の勤務環境が害されること。

イヽリ (略)

又 規則一五一一四第二十二条第一項第八号
又は規則一五一一五第四条第一項第十五号

の規定による保育のために必要と認められ

る授乳等を行う場合の休暇

ル (略)

ヲ 規則一五一一五第四条第二項第四号の規
定による保健指導又は健康診査に基づく指
導事項を守るための休暇

ワ (略)

三 職員に対する次に掲げる育児に関する制度

する制度又は措置の利用に関する言動により
当該職員の勤務環境が害されること。

イヽリ (略)

又 規則一五一一四第二十二条第一項第八号

の規定による保育のために必要と認められる
規定による保健指導又は健康診査に基づく指
導事項を守るための休暇

ル (略)

ヲ 規則一五一一五第四条第二項第七号の規
定による保健指導又は健康診査に基づく指
導事項を守るための休暇

ワ (略)

三 職員に対する次に掲げる育児に関する制度

又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ～チ (略)

リ 規則一五一一四第二十二条第一項第十一

号又は規則一五一一五第四条第一項第十六号の規定による子の看護等のための休暇

ヌ (略)

四 職員に対する次に掲げる介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ (略)

ロ 勤務時間法第二十条第一項に規定する介

護休暇又は規則一五一一五第四条第二項第

又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ～チ (略)

リ 規則一五一一四第二十二条第一項第十一

号又は規則一五一一五第四条第二項第二号の規定による子の看護等のための休暇

ヌ (略)

四 職員に対する次に掲げる介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ (略)

ロ 勤務時間法第二十条第一項に規定する介

護休暇又は規則一五一一五第四条第二項第

一号の規定による要介護者の介護をするための休暇

ハ 勤務時間法第二十条の二第一項に規定する

介護時間又は規則一五一一五第四条第二項第二号の規定による要介護者の介護をするための休暇

ニ～ヘ（略）

ト 規則一五一四第二十二条第一項第十二号又は規則一五一五第四条第一項第十七号の規定による要介護者の世話をを行うための休暇

チ（略）

（人事院規則一九一〇の一部改正）

四号の規定による要介護者の介護をするた

めの休暇

ハ 勤務時間法第二十条の二第一項に規定す

る介護時間又は規則一五一一五第四条第二項第五号の規定による要介護者の介護をす

るための休暇

ニ～ヘ（略）

ト 規則一五一四第二十二条第一項第十二

号又は規則一五一五第四条第二項第三号の規定による要介護者の世話をを行うための休暇

チ（略）

第四条 人事院規則一九一〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改 正 後	改 正 前
（第一号育児時間の承認）	（第一号育児時間の承認）
第二十九条 （略）	第二十九条 （略）
2 （略）	2 （略）
3 非常勤職員に対する第一号育児時間の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則一五一五第四条第一項第十 五号又は同条第二項第二号の休暇の承認を受け	3 非常勤職員に対する第一号育児時間の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則一五一五第四条第二項第一 号又は第五号の休暇の承認を受けて勤務しない

て勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で（）行うものとする。

場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で（）行うものとする。

職 職 — 4 3 3

令和 7 年 12 月 8 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成 6 年 7 月 27 日職職—329）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
第 3 条関係	第 3 条関係
1 <u>この条の第 1 項の「人事院の定める要件」は、次に掲げる場</u>	1 <u>年次休暇が認められる非常勤職員の要件及びその日数は、そ</u>

合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる非常勤職員のいずれかに該当することとし、同項の「人事院の定める日数」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。

(1) この条の第1項の規定により年次休暇が認められている職員以外の職員 ((4)に規定する特定職員を除く。)において同じ。)であって、6月以上の任期を定めて採用されたもの又は6月以上の期間を定めて任期を更新されたものである場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる職員 6月以上の任期を定めて採用された日又は6月以上の期間を定めて任期を更新された日 (以下この項において「特定日」という。)以後の1年間ににおいて10日

れぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 1週間の勤務日が5日以上とされている職員、1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日

(新設)

(ア) 1週間の勤務日が5日

以上とされている職員

(イ) 1週間の勤務日が4日

以下とされている職員

で、1週間の勤務時間が

29時間以上であるもの

(ウ) 週以外の期間によって

勤務日が定められている

職員で、1年間の勤務日

が217日以上であるも

の

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる

(新設)

職員 特定日以後の1年間

において、次の(ア)に掲げ

る職員にあっては次の表の

上欄に掲げる1週間の勤務

日の日数の区分に応じ、次

の(イ)に掲げる職員にあつ

ては同表の中欄に掲げる1

年間の勤務日の日数の区分

に応じ、それぞれ同表の下

欄に定める日数

(ア) 1週間の勤務日が4日

以下とされている職員

(1週間の勤務時間が2

9時間以上である職員を

除く。)

(イ) 週以外の期間によって
勤務日が定められている
職員で、1年間の勤務日
が48日以上216日以
下であるもの

<u>1週間の勤務日の日数</u>	<u>4日</u>	<u>3日</u>	<u>2日</u>	<u>1日</u>
<u>1年間の勤務日の日数</u>	<u>169日から 216日まで</u>	<u>121日から 168日まで</u>	<u>73日から 120日まで</u>	<u>48日から 72日まで</u>
<u>日 数</u>	<u>7日</u>	<u>5日</u>	<u>3日</u>	<u>1日</u>

(2) この条の第1項の規定によ
り年次休暇が認められている
職員以外の職員であって、(1)
に掲げる場合以外の場合 次
に掲げる職員の区分に応じ、
それぞれ次に定める日数

(2) (1)に掲げる職員が、雇用の
日から1年6月以上継続勤務
し、継続勤務期間が6月を超
えることとなる日（以下「6
月経過日」という。）から起
算してそれぞれの1年間の全
勤務日の8割以上出勤した場
合 それぞれ次の1年間にお
いて、10日に、次の表の上
欄に掲げる6月経過日から起
算した継続勤務年数の区分に
応じ同表の下欄に掲げる日数
を加算した日数

<u>6月経過日から起算した継続勤務年数</u>	<u>1年</u>	<u>2年</u>	<u>3年</u>	<u>4年</u>	<u>5年</u>	<u>6年以上</u>
<u>日 数</u>	<u>1日</u>	<u>2日</u>	<u>4日</u>	<u>6日</u>	<u>8日</u>	<u>10日</u>

ア (1)ア(ア)から(ウ)までに掲
げる職員のうち、継続勤務

(新設)

を開始した日から 6 月間継続勤務し、全勤務日の 8 割以上出勤したもの 次の 1 年間において 10 日イ (1)イ (ア) 又は(イ)に掲げる職員のうち、継続勤務を開始した日から 6 月間継続勤務し、全勤務日の 8 割以上出勤したもの 次の 1 年間において、(1)イ (ア)に掲げる職員にあっては次の表の上欄に掲げる 1 週間の勤務日の日数の区分に応じ、(1)イ (イ)に掲げる職員にあっては同表の中欄に掲げる 1 年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日数

1 週間の勤務日の日数	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
日 数	7 日	5 日	3 日	1 日

(3) (1)に掲げる場合に該当して年次休暇が認められた職員 (この(3)に掲げる場合に該当して年次休暇が認められた職員を含む。) である場合 次

(新設)

(3) 1 週間の勤務日が 4 日以下とされている職員 (1 週間の勤務時間が 29 時間以上である職員を除く。以下この(3)において同じ。) 及び週以外の

に掲げる職員の区分に応じ、
それぞれ次に定める日数

期間によって勤務日が定めら
れている職員で1年間の勤務
日が48日以上216日以下
であるものが、雇用の日から
6月間継続勤務し全勤務日の
8割以上出勤した場合又は雇
用の日から1年6月以上継続
勤務し6月経過日から起算し
てそれぞれの1年間の全勤務
日の8割以上出勤した場合
それぞれ次の1年間において、
1週間の勤務日が4日以
下とされている職員にあって
は次の表の上欄に掲げる1週
間の勤務日の日数の区分に応
じ、週以外の期間によって勤
務日が定められている職員に
あっては同表の中欄に掲げる
1年間の勤務日の日数の区分
に応じ、それぞれ同表の下欄
に掲げる雇用の日から起算し
た継続勤務期間の区分ごとに
定める日数

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
6月	7日	5日	3日	1日
1年 6月	8日	6日	4日	2日
2年 6月	9日	6日	4日	2日
3年 6月	10日	8日	5日	2日
4年 6月	12日	9日	6日	3日
5年 6月	13日	10日	6日	3日
6年 6月 以上	15日	11日	7日	3日

ア (1)ア(ア)から(ウ)までに掲げる職員で、特定日((1)に掲げる場合に該当することとなった日に限る。以下の(3)において同じ。)から1年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、10日に、次の表の上欄に掲げる特定日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

特定日から起算した 継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日 数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

イ (1)イ(ア)又は(イ)に掲げる

(新設)

(新設)

職員で、特定日から 1 年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの 1 年間の全勤務日の 8 割以上出勤したもの それぞれ次の 1 年間において、(1)イ(ア)に掲げる職員にあっては次の表の上欄に掲げる 1 週間の勤務日の日数の区分に応じ、(1)イ(イ)に掲げる職員にあっては同表の中欄に掲げる 1 年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1 週間の勤務日の日数	4 日	3 日	2 日	1 日	
1 年間の勤務日の日数	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで	
特定日から起算した継続勤務期間	1 年	8 日	6 日	4 日	2 日
	2 年	9 日	6 日	4 日	2 日
	3 年	10 日	8 日	5 日	2 日
	4 年	12 日	9 日	6 日	3 日
	5 年	13 日	10 日	6 日	3 日
	6 年以上	15 日	11 日	7 日	3 日

(4) (2)に掲げる場合に該当して年次休暇が認められた職員
(この(4)に掲げる場合に該当

(新設)

して年次休暇が認められた職員を含む。) 又は特定職員(継続勤務を開始した日から6月を超えて継続勤務している職員であって、同日以後において年次休暇が認められないものをいう。)である場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア (1)ア(ア)から(ウ)までに掲げる職員で、継続勤務を開始した日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日 (以下この(4)において「6月経過日」という。)から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、10日に、次の表の上欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同一表の下欄に掲げる日数を加算した日数

6月経過日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

イ (1)イ(ア)又は(イ)に掲げる職員で、継続勤務を開始した日から1年6月以上継続勤務し、6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、(1)イ(ア)に掲げる職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、(1)イ(イ)に掲げる職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1週間の勤務日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
1年	8日	6日	4日	2日
2年	9日	6日	4日	2日
3年	10日	8日	5日	2日
4年	12日	9日	6日	3日
5年	13日	10日	6日	3日
6年 以上	15日	11日	7日	3日

2 前項の「継続勤務」とは原則として同一官署において、その勤務が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を、「全勤務日」とは非常勤職員の勤務を要する日の全てをそれぞれいうものとし、「出勤した」日数の算定に当たっては、休暇、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定による休職、同法第82条の規定による停職、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第3条第1項の規定による育児休業及び育児休業法第26条第1項の規定による育児時間の期間は、これを出勤したものとみな

2 前項の「継続勤務」とは原則として同一官署において、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を、「全勤務日」とは非常勤職員の勤務を要する日の全てをそれぞれいうものとし、「出勤した」日数の算定に当たっては、休暇、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定による休職、同法第82条の規定による停職、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第3条第1項の規定による育児休業及び育児休業法第26条第1項の規定による育児時間の期間は、これを出勤したものとみな

して取り扱うものとする。

3～5 (略)

6 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間又は15分を単位とすることができます。

7 (略)

第4条関係

1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

(1) この条の第1項及び第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる休暇の区分に応じ、それぞれ次に定める職員とする。この場合において、アの「継続勤務」については、第3条関係第2項の規定の例によるものとする。

ア (略)

イ この条の第1項第9号、
第12号、第13号、第1

して取り扱うものとする。

3～5 (略)

6 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間（第2条関係第4項に規定する基準を考慮して勤務時間が定められている非常勤職員にあっては、1時間又は15分）を単位とすることができます。

7 (略)

第4条関係

1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

(1) この条の第1項及び第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる休暇の区分に応じ、それぞれ次に定める職員とする。この場合において、アの「継続勤務」については、第3条関係第2項の規定の例によるものとする。

ア (略)

イ この条の第1項第9号、
第12号及び第13号並び

6号及び第17号の休暇

1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

ウ この条の第2項第1号の休暇 同号に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、当該申出において、(17)の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者（国家公務員法第55条第1項に規定する任命権者

に第2項第2号及び第3号

の休暇 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

ウ この条の第2項第4号の休暇 同号に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、当該申出において、(17)の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者（国家公務員法第55条第1項に規定する任命権者

及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。) を同じくする官職に引き続き採用されないことが明らかでないもの

エ この条の第2項第2号の休暇 初めて同号の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

(2) (1)ウの「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、その勤務が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとし、(1)ウの「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、この条の

及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。) を同じくする官職に引き続き採用されないことが明らかでないもの

エ この条の第2項第5号の休暇 初めて同号の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

(2) (1)ウの「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとし、(1)ウの「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、この

第2項第1号に規定する申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(3)～(12) (略)

(13) この条の第1項第14号及び第2項第5号の「疾病」には、予防接種による著しい発熱等が、これらの号の「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

(14) この条の第1項第14号の「人事院の定める期間」は、第3条関係第1項(1)ア(ア)から(ウ)までに掲げる職員にあっては10日の範囲内の期間とし、同項(1)イ(ア)に掲げる職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、同項(1)イ(イ)に掲げる職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、

条の第2項第4号に規定する申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(3)～(12) (略)

(13) この条の第1項第14号及び第2項第8号の「疾病」には、予防接種による著しい発熱等が、これらの号の「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

(14) この条の第1項第14号の「人事院の定める期間」は、第3条関係第1項(1)に掲げる職員にあっては10日の範囲内の期間とし、同項(3)に掲げる職員のうち、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中

それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

(表略)

(15) この条の第1項第16号の「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この(15)において同じ。）と同居してこれを監護することをいい、同号の「人事院が定めるその子の世話」は、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、同号の「人事院が定める事由」は、次に掲げる事由とし、同号の「人事院が定めるもの」は、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1

欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

(表略)

(15) この条の第2項第2号の「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この(15)において同じ。）と同居してこれを監護することをいい、同号の「人事院が定めるその子の世話」は、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、同号の「人事院が定める事由」は、次に掲げる事由とし、同号の「人事院が定めるもの」は、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1

日当たりの勤務時間に 5（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1 日又は 1 時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1 時間。ただし、当該非常勤職員の 1 回の勤務に定められた勤務時間であって 1 時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

ア・イ (略)

- (16) この条の第 1 項第 17 号の「同居」には、非常勤職員が要介護者の居住している住宅

日当たりの勤務時間に 5（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1 日又は 1 時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1 時間。ただし、当該非常勤職員の 1 回の勤務に定められた勤務時間であって 1 時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

ア・イ (略)

- (16) この条の第 2 項第 3 号の「同居」には、非常勤職員が要介護者の居住している住宅

に泊まり込む場合等を含むものとし、同号の「人事院の定める世話」は、次に掲げる世話とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の「人事院の定めるもの」は、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に定められた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当

に泊まり込む場合等を含むものとし、同号の「人事院の定める世話」は、次に掲げる世話とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の「人事院の定めるもの」は、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に定められた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当

該残日数の全てを使用することができる。

ア・イ (略)

(17) この条の第2項第1号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15—14第23条第3項から第7項までの規定の例によるものとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ4時間（当該休暇と要介護者を異にするこの条の第2項第2号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

(18) この条の第2項第2号の休暇の単位は、30分とし、育児休業法第26条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の当該休暇

該残日数の全てを使用することができる。

ア・イ (略)

(17) この条の第2項第4号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15—14第23条第3項から第7項までの規定の例によるものとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ4時間（当該休暇と要介護者を異にするこの条の第2項第5号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

(18) この条の第2項第5号の休暇の単位は、30分とし、育児休業法第26条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の当該休暇

は、1日につき2時間(この条の第2項第2号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間)から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

2 (略)

3 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である非常勤職員の1時間を単位として与えられたこの条の第1項第9号、第12号、第13号、第16号若しくは第17号の休暇又は1日以外の単位で与えられたこの条の第1項第14号の休暇を日に換算する場合には、これらの休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

4 (略)

経過措置

(削る)

は、1日につき2時間(この条の第2項第5号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間)から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

2 (略)

3 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である非常勤職員の1時間を単位として与えられたこの条の第1項第9号、第12号若しくは第13号若しくは第2項第2号若しくは第3号の休暇又は1日以外の単位で与えられたこの条の第1項第14号の休暇を日に換算する場合には、これらの休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

4 (略)

経過措置

1 その雇用の日が平成6年4月1日前である職員であって、6月経過日が平成6年4月1日以

後であるものに対する第3条関係第1項の規定の適用について
は、同項中「雇用の日」とあるのは「平成6年4月1日」と、
「6月を」とあるのは「平成6年4月1日から起算して6月を」と、「6月経過日」とあるのは「平成6年4月1日から起算して継続勤務期間が6月を超えることとなる日」とする。

(削る)

2 第3条関係第1項(1)に掲げる職員のうち平成5年10月1日前から継続勤務している者に対する同項(2)の規定の適用については、継続勤務期間が1年を超えることとなる日を6月経過日とみなす。

(削る)

3 第3条関係第1項(3)に掲げる職員のうち平成13年4月1日前に3年6月を超える、かつ、4年6月に満たない期間継続勤務している者に対する同項の規定の適用については、同日以降、継続勤務期間が4年6月を超えることとなる日の前日までの間は、同項(3)の表3日の項中「8

(削る)

日」とあるのは、「7日」とする。

4 第3条関係第1項(3)に掲げる職員のうち平成5年10月1日前から継続勤務している者の年次休暇については、同項の規定にかかわらず、継続勤務期間が6年を超えることとなる日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合に認められるものとし、その日数は、それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数とする。

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
年次休暇の日数	15日	11日	7日	3日

1 平成29年1月1日前に人事

5 平成29年1月1日（以下

院規則 15—15—14（人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則）による改正前の人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）（以下この項において「旧規則」という。）第4条第2項第6号の休暇（以下「改正前休暇」という。）を使用したことのある非常勤職員の当該改正前休暇と要介護者と同じくする人

事院規則 15—15 第4条第2項第3号の休暇に係る指定期間については、各省各庁の長は、2回（同日が当該改正前休暇に係る旧規則第4条第2項第6号の規定の例による連続する93日の期間内にある場合であって、平成29年1月1日以後の当該期間内の日を末日とする指定期間を指定するときは、3回）を超えず、93日から、平成29年1月1日前において当該要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、初め

「施行日」という。）前に人事院規則 15—15—14（人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則。以下「改正規則」という。）による改正前の第4条第2項第6号の休暇（以下「改正前休暇」という。）を使用したことがある非常勤職員の当該改正前休暇と要介護者と同じくする改正規則による改正後の同号の休暇に係る指定期間については、各省各庁の長は、2回（施行日が当該改正前休暇に係る改正規則による改正前の同号の規定の例による連続する93日の期間内にある場合であって、施行日以後の当該期間内の日を末日とする指定期間を指定するときは、3回）を超えず、93日から、施行日前において当該要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、初めて改正前休暇の承認を受けた期間の初日から最後に当該承認を受けた期間の末日

て改正前休暇の承認を受けた期間の初日から最後に当該承認を受けた期間の末日までの日数を合算した日数を差し引いた日数を超えない範囲内で指定するものとする。

2 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに6月以上の任期を定めて採用された非常勤職員又は6月以上の期間を定めて任期を更新された非常勤職員（次項に規定する非常勤職員を除く。）に対する第3条関係第1項の規定の適用について
は、同項(1)ア中「6月以上の任期を定めて採用された日又は6月以上の期間を定めて任期を更新された日」とあるのは、「令和8年4月1日」とする。

3 令和7年9月30日以前から引き続き継続勤務（第3条関係第2項に規定する継続勤務をいう。）している非常勤職員に対する年次休暇に関する規定の適用については、「「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務

までの日数を合算した日数を差し引いた日数を超えない範囲内で指定するものとする。

(新設)

(新設)

時間及び休暇) の運用について
て」の一部改正について (令和
7年12月8日職職ー43
3)」による改正後のこの通知
の規定にかかわらず、なお従前
の例による。

以上